

各務原市社会福祉協議会車いす貸出要綱

(目的)

第1条 市民に対し、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が所有整備している車いすを貸し出すことにより、その日常生活活動に必要な支援を行うため、この要綱を定める。

(貸出対象)

第2条 市社協の会員であり、次の各号に掲げる場合に、車いすの貸し出を行う。

- (1) けが等の短期間に車いすを必要とする市民
- (2) 地域福祉向上を目的とした事業及び行事
- (3) 会長が特に必要と認めた場合

(貸出方法)

第3条 車いすを貸し出す場合は、車いす借用申請書（様式第1号）に必要な事項を記入のうえ、あらかじめ申請するものとする。

(貸出期間)

第4条 車いすの貸出期間は、最長1か月までとする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は、無料とする。

(他法優先)

第6条 車いすを借用する者が、他の法律等によりその便宜が受けられる場合は他法を優先するものとし、車いすの貸し出しは行わない。ただし、他法の手続きに時間がかかる場合は、その期間について貸し出しを行うものとする。

(車いすの使用)

第7条 借用者は、借り受けた車いすについて借用期間を厳守するとともに車いすの使用について十分注意し、車いすの搬送は借用者の責任において行う。

(管理)

第8条 車いすの管理、保管、整備は市社協が行う。ただし、車いすの搬送や使用中における破損、紛失等が生じた場合は、原則として借用者がその損害を賠償するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より適用する。

この要綱は、平成18年4月1日より適用する。

この要綱は、平成22年10月1日より適用する。